平成２７年（フ）第８号
川崎市宮前区犬蔵１丁目25番40号　コーポヨコヤマ105
債務者　中倉　　均
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
川崎市川崎区浅田３丁目８番11号　知念荘102
債務者　中嶌　康博
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４５７号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作4746番地６
債務者　安達　梨乃
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７号
三重県伊賀市丸柱1047番地の４
債務者　市川　芳子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１１５号
大津市和邇高城426番地の３、前住所神奈川県茅ヶ崎市浜須賀８番34号　アーバインテラスＢ
債務者　高橋　新学
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４９号
滋賀県栗東市川辺527番地　Ｄ－104号　県営住宅川辺団地、前住所滋賀県湖南市中央５丁目90番地　103号・滋賀県高島市安曇川町田中1463番地４
債務者　飛彈　敬史
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０５号
大津市大江３丁目５－25　リコースクエアビル507、前住所大津市坂本２丁目４番64号　メゾンエスポワールＣ201、住民票上の住所京都市南区東九条東御霊町１番地１聖福教会308
債務者　竹内　健一
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０号
大津市皇子が丘２丁目７番15号　ウエストビレッジ401号室、住民票上の住所大津市坂本８丁目15番８号
債務者　篠原　貴志
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９号
滋賀県守山市岡町156番地11　サンアクセス岡103号
債務者　高田　千鶴
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０号
大津市本堅田１丁目２番13号、前住所大津市美空町１番20―103号
債務者　法貴　　修
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４７号
兵庫県伊丹市池尻６丁目82番地１　パレ武庫川プルミエールⅢ119号
債務者　中安　　肇
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３１５号
兵庫県伊丹市南野北１丁目１番２－９号
債務者　大庭　玲音
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３１６号
兵庫県伊丹市南野北１丁目１番２－９号
債務者　大庭久美子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５１６号
兵庫県加古川市尾上町安田138番地の25
債務者　伊丹昌熙こと　李　　昌福
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５３号
兵庫県高砂市神爪３丁目２番８－209号　エクセレント宝殿３号棟、従前の住所兵庫県加古川市尾上町池田764番地の９
債務者　山本　友子（旧姓小網）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第８号
鳥取県鳥取市瓦町358番地　ネオハイツ鳥取703号、旧住所鳥取県鳥取市立川町５丁目82番地１　クレシエンドＡ101号
債務者　山本　理恵
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９号
鳥取県鳥取市吉方町１丁目334番地　第三清和荘２－１号、旧住所鳥取県鳥取市吉方183番地　ロイヤルマンション佐竹１－５
債務者　柏原　一博
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
鳥取地方裁判所民事部